

北広島町農業委員会第22回総会議事録

事務局 (第22回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 先日4月12日に譲受人に電話で聞取調査をし、さらに譲渡人にも電話で聞取調査をしました。譲渡人の住所は北広島町となっておりますが、現在は広島市の娘宅に身を寄せておられます。この件に関しては娘さんが対応されており、娘さんの話の中で、固定資産税を納めるにあたり、この2筆の所在が不明であったため、調べるうちに最近になって判明したとのことでした。また、譲受人においても当該申請地が宅地前にあったために自分のものと思い込み、以前から一部自家用野菜を栽培していたとのことでした。この際所有権の移転をしておきたいとの両者の思いが合致したため申請に至ったとのことでした。所有の農機具、労働力、栽培技術等判断して農地のすべてを利用でき、周辺農地に支障をきたす恐れがないこと、これらのことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

職務代理者 譲受人の農業経営規模は3,217㎡とありますが、この農地はどこにあるのでしょうか。

4番 柴木川があるのですが、それと向い合わせにあります。

職務代理者 つまり本人は町外在住ですが、農地すべては八幡にあるということでしょうか。

4番 その通りです。

会長 町外から通勤農業という形になるが、476番地の宅地というのは譲受人の生家ですか。

4番 そうです。

会長 つまり、こちらから町外へ出られて住まいは町外にあるが、時々こちらへ帰ってきて農

地を耕すということですね。

4 番 そうです。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

6 番 私のところにも町外に住んでいる方で、法人で農地を預かっていて、草刈りには帰って作業をしてもらっている人がいるが、なかなか難しいですよ。本当にこれができるのかどうか。

4 番 電話で聞取調査を行ったところ、もともと作物を作ることが好きな人で、土日を利用して度々帰ったところも見聞きしておりますし、それ相応に可能ではないかと判断したところでは。

会 長 この件について他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 4月12日に譲渡人と電話で聞取調査を行い、譲受人とは面談にて調査確認を行いました。農地法第3条第2項にある全部耕作要件を満たすかどうかについて、農業機械、労働力さらには技術等何ら問題ないと確認しています。また、周辺農業に対する影響も何ら問題ないと考えています。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、本申請は許可妥当と考えています。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

6 番 譲渡人の農業経営規模が 2,058 m²だが、今回譲り渡す面積は 3,097 m²ある。差し引いた後の数字を記入しているのか。

会 長 以前から耕作しているということで、この 3,097 m²の面積は、譲受人の 38,603 m²に含まれているということになる。

6 番 ということは、利用権が移っているということなら、一旦合意解約をしてからでないとい

申請できないのではないかと。

事務局 3月29日に合意解約は済んでいます。

6 番 合意解約が済んでいるのであれば、2,058㎡と3,097㎡の合計ではないのか。

事務局 そのようになります。申し訳ありません。

17 番 残りの農地2,058㎡は都志見にあるのでしょうか。

4 番 すべて八幡にあります。これも譲受人の方で耕作されています。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11 番 4月17日、譲受人に現地で話を伺いました。譲受人は申請地が自宅近くであり、譲渡人が親戚でもあるため、現在も譲受人が管理していることから今回申請されました。譲受人には農業機械、労働力、技術等何ら問題はありません。周辺農地への影響もないですし、以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。

会長 申請地は馬ノ原ではないですか。

11 番 そうですね、この辺りは馬ノ原ですね。

事務局 登記簿謄本では俵原になっています。

11 番 山地番は俵原で、その隣の田は馬ノ原なのでしょう。

会長 その他にこの件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 3 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 9 番 譲渡人と譲受人は兄弟であり、相続の時にお兄さんがすべて一旦相続をされましたが、実家には弟さんがおられて、実際には弟さんが耕作をされました。機械等もすべてそろっておりますし、今後とも実家で弟さんが耕作をしていくということでこの申請になった次第です。何ら問題ないと思いますので許可相当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 （異議なし）
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号 5 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 3 番 申請人に確認したところ、今年 2 月に利用状況意向調査の用紙が届き、A 1 という分類ではなかったため本来は通知がいくべきではなかったが、これをきっかけに土地の適正化をした方がいいということで申請になった。始末書には約 20 年以上前に路上駐車 of 危険回避のためとはいえ、よく手続きを知らず造成をして現在まで利用していたことで現状に変更はない、追認やむなしと思います。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 （異議なし）

それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

8番 後から出てくる17番の非農地証明と関連しています。機構集積案件であります。家の母屋の裏は庭になっており、背の高い木が立っています。左側に倉庫が2棟あります。12日に現地へ行ったり電話で聞いたりしたところ、相続した時点ですでにそうであったとのことで申請どおりやむを得ないと考えます。始末書が添付されています。

会長 番号6番についてご意見ご質問等はございませんか。

会長 倉庫が立っているのは4793-1で、5024-1には何か立っているのでしょうか。

8番 5024-1はすぐ母屋の裏で、昔は畑だったんでしょうが、庭木や花木が高くなって畑の状態ではない。中間管理機構の集積で地目を変更しておかなければならないため申請された。

会長 申請に至った経緯はわかるが、転用目的が庭敷なら庭敷にしなければならないのでは。

8番 空き家になっていて、本人には確認できなかったが行政書士に話を聞いた。現地に行ってみるとかなり手入れも悪く、庭のようにも見えるが高くなっているので雑種地かなという感じではある。

会長 倉庫2棟と書いてあるので、1筆ごとに1棟ずつあるのならそれでいいが、片方に建物がないのでは目的が違うのでは。

8番 5024-1は母屋のすぐ裏で、4793-1には小さい倉庫がふたつ立っている。譲渡人は町外に出られていて、たまに帰られるが農業はされないということである。

事務局 5024-1の中に小屋が立っていて、残りが完全に庭状態になっています。

会長 わかりました。なんらかのものがあれば納得できる。

会長 他にないようでしたら質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 図の 7-2 をご覧ください。101-1 の宅地が石積みで、一部崩壊して上の建物にも影響が出そうなため、全崩壊の恐れがあることから、急ぎょコンクリートブロックを設置したそうです。ずっと右の方まで農地を取得しているのですが、農道から宅地へ入って施工したということです。この申請地はブロックを積むときに農地が飛び出る形になり、譲渡人は使い勝手が悪いとのことで進入路も一緒にとってほしいということでこれだけの面積になりました。これによって周辺農地への影響はないと思いますし、許可相当であると思われま

会 長 それでは質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 摘要欄に書いてある通りですが、まず 8-2 の地図を見てください。1445-2 が申請地ですが、1449 の宅地があります。この宅地が町の空き家バンクに登録されていまして、今回購入された方が入居されております。名義変更の際に、今回申請している申請地の進入路が畑であったことが判明して申請に至った次第です。譲渡人は、お父さんが他界されたために息子 2 人が譲渡を受けて今回の申請に至ったところです。申請地を通るように道路があるが、申請地より下に下がった道は通常普通車では入れるような道路ではないため、申請地の上側の方向からまわって家に進入することができます。計画面積としても妥当と思いますし、周辺の営農への支障は一切ありません。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3 番 取消願の理由欄が 2 名共有から単独になったということで、現地も再度確認しましたし、譲渡人にも面談して状況を聞きました。子どもさんが職場を変われたことで、銀行ローン等の手続き上で今回の申請に変更となったということが 1 月総会の議案 10 番との違いです。現況の状況についてはその時と変化はありません。始末書がついているのは、33 年前ごろに該当の地番を埋め上げて、草刈りだけは毎年行って周辺農地には支障がないような管理をしてきたということです。南側の 1636-1 は法人がネギを作っておられますし、東側は個人の方が家庭菜園的に利用されている。用排水の関係で申しますと、申請地の西側に町道の側溝兼排水路に雨水が流されますし、北側には、里道のさらに北側に排水路があるということで周辺農地への影響は考えにくいことから、今回の造成によって用水等に支障はないという現況です。前回同様に許可相当であると思われま

会長 お聞きのように、以前ありましたものは取下願が出て、改めて申請されました。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 譲渡人がこの土地を家と一緒に空き家バンクへ登録されていて、譲受人が買われましたが、10-2 の現況地番図を見てもらいますと、その裏に保安林とありますが、そこが崩れそうということで隔壁工事がされています。その工事のために畑を使っていたということです。10-1 を見ていただきますと、申請地は家屋のすぐ横になります。周り

には道路と他に影響のあるものは何ともありません。すでに舗装されていて車庫が建っておりまして。周辺に影響は何ともありませんので許可相当と思われます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 4月17日に現地確認に行きお二人から話を聞きました。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人が母の思いを継いでやろうと思っていたができないまま、墓地が山中にあり天候が悪ければ参ることができない場所であり、本申請に至りました。譲受人は3年前に譲渡人がこれまで続けてこられた大型農家を受け継がれ、営農法人でも唯一の若手で頑張っておられます。図11-2に墓地の申請地がありますが、申請地は家のすぐ裏で、地目は田ですがあまりにも狭すぎて、長年畑として利用されていたところでした。周辺の農地への影響はまったく考えられなく、許可相当と思われます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 譲受人と譲渡人は親戚で娘さんの子どもになります。譲受人は会社員で春木のマンションに住んでおられます。農地区分と転用目的は議案書のとおりです。計画面積と事業規模は見合っておりますので面積は妥当と思います。周辺の農地への影響はございませんし、近所の方にも了解を得られております。水の関係も考えられており農地には影響は

ないので許可相当と思われます。4月17日に譲渡人と譲受人現地にて話を聞いております。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明について

会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 先日4月17日に、私と会長と11番委員で現地の調査を行ったところです。申請地は摘要欄にも書いてありますように、昭和55年頃より耕作が放棄されて今日に至ったとあります。40年ばかり経過した今日、人が足を踏み入れるのを拒むかのように柳等木々が生い茂ってすっかり山野化してしまっていて、耕作は困難な状況にありました。将来に渡り荒廃は免れないと思われることから、非農地としての当該申請は受理妥当との認識で一致したところです。これによって周辺に影響を与える恐れは考えられません。

会 長 では、番号13番について質疑を行いたいと思います。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。番号14番についてはお手元にあるように取下願が出ております。私も4番委員と11番委員と現地を見ました。取下願の理由欄に書いてありますように、原野ではなくて資材置き場という状況であります。非農地証明では少し違うのではないかとということで取下願が出たところです。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

- 会 長 私も 6 番委員と 11 番委員と一緒に現地を見てきました。一部花木がありますが、あとは笹が一面に生い茂っております。畑として利用することは将来とも無理であろうという見解で一致しております。それでは、番号 15 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。
- 2 0 番 こういうケースはどういうような理由で届をすることになったのですか。
- 会 長 実は申請人にコンタクトをとることができませんでした。今回は現地を調査したことだけを報告させてもらっております。
- 2 0 番 現地を見ただけですか。付近の人に聞いたとかは。
- 会 長 近所の方は以前からそういう状態だから仕方ないねと。道路の反対側の住人にもお話を聞いたらそのように言っておられます。申請地の西側にその住人の宅地や畑があります。すぐ北側の原野が進入路になっていて、左側の 9 3 5 - 1 の実際は畑でごそごそされていますし、9 3 5 - 3 の宅地では椎茸の原木をおいておられる。道路として利用しているので、非農地になっても問題はないと近所の方は言っておられます。本人に確認できなかったのが問題ですが、電話番号も書いていないので連絡の取りようがありませんでしたので、このような調査となった。
- 2 0 番 行政書士の方へ届を出されたのか。本人が申請されたのか。
- 会 長 行政書士が介在されているようです。
- 2 0 番 もちろん行政書士は現地を見たんでしょうからね。
- 会 長 非農地証明の場合は、私たちが現地調査をして受理相当とここで決めます。そうすると登記官が見に来ます。そうした時に、私たちの目と登記官の目が違うようなことをしているとおかしくなってしまう。登記官が見て判断するのと、私たちが見て判断するのは同じであるべきだろうと思っています。そういう観点から、先ほどの埋地になっている件は取り下げてもらおうようになる。
- 2 0 番 非農地は場所がなかなか確認できないという現実がある。
- 会 長 実際に自分の住んでいる周りならわかるが、集落が違くと現地を確定することが難しい。今回も結構時間がかかって現地を探し出したが、みんな大変だと思う。こういう問題は今からどんどん出てくると思います。他にご質問ご意見はございますか。
- 1 4 番 非農地証明出して、隣地が田んぼを作っているかですよね。非農地にすれば草刈りもしない。そういう状態が今後随分出てくると思う。そういった対策は農業委員としてはできなくても、営農集団なり法人なり指導していかないと、その農地が大変なことになっている。非農地を出したからと安心して草を生やしてもらっては困る。

会 長 おっしゃる通りです。隣地が耕作放棄している状態なら何の問題もありませんが、ずっと耕作する意思がある場合は、同意書を取るまではできませんが、了承してもらう位は申請者に努力してもらいたいと思います。他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続きまして番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

17 番 現地には昨日私と 12 番委員と 18 番委員で確認をしております。現場は小高い山の上であり、現在竹林になっています。地番図を見てもらったら昔の畑が山の上にあるが、それ全体が竹林になっていてイノシシの住処になっており、この際地元の人が切ってしまうという話になりまして、農地のままだと里山関係の補助金が出ないので、農地を山林等の地目変更をした後で多少でもお金の足しになればということで申請されております。そういう経緯で申請されましたので、現場を見ても妥当と思われると思います。

会 長 それでは番号 16 番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について申請通り非農地証明を発行することに賛成いただく委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続きまして番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

8 番 先ほどの 6 番案件と同じですが機構集積案件であります。13日に私と 2 番委員と 14 番委員で現地調査を行いました。母屋の右側が 1 筆、畑の 3 筆は小さいのですが、山寄せで竹林が生い茂っている。復元不可能で申請通り非農地という状況にあります。

会 長 それでは番号 17 番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について申請通り非農地証明を発行することに賛成いただく委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 3 項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。先月の総会で、保留になりました議案について報告があります。

21 番 前回保留ということで、非農地証明を出さないということになった件ですが、代理人の方と話をしてそれ以外にも 3 筆ほどあるということで、申請者と代理人との話し合いで贈与してもらうことになりました。3 反以上ないとできないので、近くの部落長さんへお願いして農地を 3 反貸してもらうように昨日お願いをして了解をいただきました。来月 20 日までに申請取下げの用紙と 3 反借りるという文書を出していただければと思います。それが許可になってから、改めて再来月の総会で 3 条申請する経過になりましたのでよろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩